

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成一十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(別紙様式第二号)		(別紙様式第二号)	
(第三十二面)		(第三十二面)	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
国際様式 の該当番 号	GStB 1 : G-SIB 選定指標	国際様式 の該当番 号	GStB 1 : G-SIB 選定指標
		当期末	前期末
7	信託財産及びこれに類する資産の残 高		
8	代替可能性/ 決済システムを通じた決済の年間の 合計額	8 代替可能性/ 決済システムを通じた決済の年間の 合計額	
9	金融インフラ 債券及び株式に係る引受けの年間の 合計額	9 金融インフラ 債券及び株式に係る引受けの年間の 合計額	
10	トレーディング量の合計額		
11	〔略〕	10 〔同左〕	〔同左〕
12	〔略〕	11 〔同左〕	〔同左〕
13	〔略〕	12 〔同左〕	〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 國際様式の該當番号（以下この面において「項番」という。）3 「規模 資産及び取引」に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

(1) 【略】

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式又はSA-CRR方式で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

[(3)・(4) 略]

b 項番4「相互連関性 金融機関等向け与信に關する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。）向け与信に關する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

[(1)～(3) 略]

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番1及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式又はSA-CRR方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

c 項番5「相互連関性 金融機関等に対する債務に關する残高の合計額」の項には、次に掲げる

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【同左】

(1) 【同左】

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

[(3)・(4) 同左]

b 【同左】

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番1及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

c 【同左】

る事項の残高の合計額を記載すること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ジャーワード又はS A - C C R 方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

〔d・e 略〕

f 項番11「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、b)に規定する金融機関等をい。

g 項番13「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いざれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。

h 項番3から項番6まで、項番11及び項番12においては、連結グループ内の保険子会社のエクスポート・ジャーワード額を含める。

i～k [略]

備考 株式会社の記載せば記入。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ジャーワードで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

〔d・e 同左〕

f 項番10「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、b)に規定する金融機関等をい。

g 項番12「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いざれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。

[加える。]

h [同左]